

株 式 会 社 J E R A
(仮称) 横須賀火力発電所新1・2号機建設計画
環境影響評価方法書に係る
審 査 書

平成 2 9 年 3 月

経 済 産 業 省

目 次

1. はじめに
2. 特定対象事業特性の把握
 - 2.1 設置の場所、原動力の種類、出力等の設置の計画に関する事項
 - 2.2 特定対象事業の内容に関する事項であって、その設置により環境影響が変化することとなるもの
3. 特定対象地域特性の把握
 - 3.1 自然的状況
 - 3.1.1 大気環境の状況
 - 3.1.2 水環境の状況
 - 3.1.3 土壌及び地盤の状況
 - 3.1.4 地形及び地質の状況
 - 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
 - 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況
 - 3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況
 - 3.2 社会的状況
 - 3.2.1 人口及び産業の状況
 - 3.2.2 土地利用の状況
 - 3.2.3 河川、湖沼、海域の利用並びに地下水の利用の状況
 - 3.2.4 交通の状況
 - 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
 - 3.2.6 下水道の整備状況
 - 3.2.7 廃棄物の状況
4. 環境影響評価項目
5. 事業者が選定した環境影響評価項目の妥当性について
6. 事業者が選定した調査、予測及び評価手法の妥当性について

1. はじめに

株式会社JERA（以下「事業者」という。）は、東京電力フュエル&パワー株式会社及び中部電力株式会社の国内火力発電所の新設・リプレース事業を含む燃料上流・調達から発電までのサプライチェーン全体に係る包括的アライアンスを実施する会社として、平成27年4月に設立された。

東京電力フュエル&パワー株式会社の横須賀火力発電所は、3号機の運転開始からすでに51年が経過しており、3～8号機は最新鋭の設備に比べて熱効率が低く、また経年によるトラブルの増加などから、一般的な火力発電設備のライフサイクルと同様に、設備導入当初のベース運用からミドル、ピークへの運用変化に合わせ利用率は低下している状況である。至近における3～8号機、1号ガスタービン発電設備（非常用設備）及び2号ガスタービン発電設備の稼働状況は、新潟中越沖地震、東日本大震災等による運転再開を繰り返し、平成26年4月から全台長期計画停止をしており、電力の安定供給と発電コストの低減のため、高効率な発電設備に更新していく必要がある。

このため、本計画は3～8号機、1号ガスタービン発電設備及び2号ガスタービン発電設備の撤去を行い、跡地に新たな発電設備（発電端出力約65万kW×2基）を設置する更新計画としている。

本審査書は、事業者から、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、平成28年10月20日付けで届出のあった「（仮称）横須賀火力発電所新1・2号機建設計画環境影響評価方法書」で述べられている、事業者が選定した環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価手法の妥当性についての審査結果を取りまとめたものである。

審査に当たっては、「発電所の環境影響評価に係る環境審査要領」（平成26年1月24日付け、20140117商局第1号）及び「環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書の審査指針」（平成27年6月1日付け、20150528商局第3号）に照らして行い、審査の過程では、経済産業省商務流通保安審議官が委嘱した環境審査顧問の意見を聴くとともに、事業者から提出のあった補足説明資料の内容を踏まえて行った。また、電気事業法第46条の7第1項の規定に基づき提出された環境影響評価法第10条第1項に基づく神奈川県知事の意見を勘案し、電気事業法第46条の6第2項の規定により届出のあった環境影響評価法第8条第1項に基づく意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配意して審査を行った。

2. 特定対象事業特性の把握

2.1 設置の場所、原動力の種類、出力等の設置の計画に関する事項

(1) 対象事業実施区域及び名称

所在地：神奈川県横須賀市久里浜9丁目2番1号

名称：(仮称)横須賀火力発電所新1・2号機建設計画

(2) 原動力の種類

汽力

(3) 特定対象事業により設置される発電設備の出力

項目	現 状							将 来	
	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機	8号機	2号ガスタービン	新1号機	新2号機
出力	35万kW	同左	同左	同左	同左	同左	14.4万kW	約65万kW	同左
	224.4万kW							約130万kW	
原動力の種類	汽力	同左	同左	同左	同左	同左	ガスタービン	汽力	同左

注：1号ガスタービンは非常用設備であるため、現状には含めていない。

2.2 特定対象事業の内容に関する事項であって、その設置により環境影響が変化することとなるもの

(1) 主要機器等の種類

項目		現 状							将 来	
		3号機	4号機	5号機	6号機	7号機	8号機	2号ガスタービン	新1号機	新2号機
ボイラ	種類	強制循環 輻射再熱式	同左	同左	水冷式 自然 循環型	同左	同左	—	超臨界圧 貫流変圧 平衡通風式	同左
	容量 (t/h)	1,157	同左	同左	同左	1,130	同左	—	約1,970	同左
蒸気 タービン	種類	衝動二軸 複式四流 再熱式	同左	同左	同左	同左	同左	—	一軸形四流 排気式再熱 復水形	同左
	容量 (万kW)	35	同左	同左	同左	同左	同左	—	約65	同左
発電機	種類	横軸円筒 回転界磁型 三相交流 同期発電機	同左	同左	同左	同左	同左	同左	横軸円筒 回転界磁型 三相交流 同期発電機	同左
	容量 (万kVA)	44.8	同左	同左	同左	同左	同左	16	約75	同左
主変圧器	種類	送油 風冷式	同左	同左	同左	同左	同左	同左	導油 風冷式	同左
	容量 (万kVA)	42	同左	同左	同左	同左	同左	16	約70	同左

注：1. 1号機は平成16年、2号機は平成18年に廃止済。

2. 「—」は該当の無いことを示す。

(2) 主要な建物等

項 目		新1・2号機
タービン建屋	形 状	矩 形
	寸 法	長さ：約38m、幅：約226m、高さ：約30m
ボイラ	形 状	矩 形
	寸 法	長さ：約49m、幅：約43m、高さ：約81m
貯炭設備	形 状	屋 内 式
	寸 法	長さ：約90m、幅：約260m、高さ：約35m
煙 突	形 状	鉄塔支持型
	寸 法	地上高：180m

(3) 発電用燃料の種類

本事業により設置する発電設備は、化石燃料の中では地政学的リスクが最も低く、熱量当たりの単価も最も安い石炭を燃料として利用する計画であり、年間の使用量は、約360万tである。また、補助燃料としてA重油を使用する計画である。

なお、現状の3～8号機の燃料は重油・原油であり、2号ガスタービンの燃料は軽油を主燃料とした都市ガスとの混焼である。

(4) ばい煙に関する事項

ばい煙処理施設として、最新鋭の乾式アンモニア接触還元法の排煙脱硝装置、湿式の排煙脱硫装置及び電気集じん装置を設置することで、現状より大気汚染物質の排出濃度及び排出量の合計を低減する計画である。

項目		単位	現 状							将 来	
			3号機	4号機	5号機	6号機	7号機	8号機	2号ガスタービン	新1号機	新2号機
煙 突	種 類	—	鉄塔支持型 2筒身集合型		鉄塔支持型 4筒身集合型		鉄塔支持型 4筒身集合型		注5	鉄塔支持型 2筒身集合型	
	地上高	m	200		180		180			180	
排出ガス量	湿 り	10 ³ m ³ _N /h	1,076	同 左	同 左	1,049	同 左	同 左	1,390	約 2,280	同 左
	乾 き	10 ³ m ³ _N /h	969	同 左	同 左	945	同 左	同 左	1,270	約 2,070	同 左
煙 突 出口ガス	温 度	℃	110	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	513	90	同 左
	速 度	m/s	31.3	同 左	同 左	30.6	同 左	同 左	42.2	31.5	同 左
硫黄酸化物	排 出 濃 度	ppm	90	同 左	84	同 左	同 左	同 左	29	14	同 左
	排 出 量	m ³ _N /h	90.8	同 左	同 左	88.5	同 左	同 左	37.1	約 29	同 左
			494.2							約 58	
窒素酸化物	排 出 濃 度	ppm	95	同 左	同 左	100	同 左	20	15	15	同 左
	排 出 量	m ³ _N /h	92.1	同 左	同 左	94.5	同 左	18.9	24	約 33	同 左
			482.7							約 66	
ばいじん	排 出 濃 度	mg/m ³ _N	20	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	5	5	同 左
	排 出 量	kg/h	21	同 左	同 左	28	同 左	20	8	約 11	同 左
			147							約 22	

注：1. ばい煙諸元の数値は、定格運転時の値を示す。

2. 1号機は平成16年、2号機は平成18年に廃止済。

3. 排出濃度は、3～8号機では4%、2号ガスタービンでは16%、新1、2号機では6%のO₂濃度換算値（乾きガスベース）である。

4. 3～8号機は重油・原油の値、2号ガスタービンの燃料は軽油を主燃料とした都市ガスとの混焼の値を示す。

5. 2号ガスタービンは、5、6号集合煙突のうち1筒身を使用。

(5) 復水器の冷却水に関する事項

現状より冷却水使用量の合計及び取放水温度差を低減する計画である。

取放水口、取放水設備及び防波堤は既設設備を流用することで、温排水の放水位置及び排出先の変更はなく、新たに取放水口等の設置工事は行わない計画である。また、新1号機と新2号機の取水口を別とすることにより、取水流速の低減を図る計画である。

なお、取放水設備への海生生物の付着を防止するため、海水電解による次亜塩素酸ソーダを取水口から冷却水に注入する計画である。

項目	単位	現 状							将 来		
		3号機	4号機	5号機	6号機	7号機	8号機	2号ガス タービン	新1号機	新2号機	
冷却方式	—	海水冷却	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	—	海水冷却	同 左	
取水方式	—	表層取水	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	—	表層取水	同 左	
放水方式	—	表層放水	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	—	表層放水	同 左	
冷却水使用量	m ³ /s	12.3	同 左	12.33	同 左	12.17	同 左	—	28.5	同 左	
		73.6							—	57	
復水器設計 水温上昇値	℃	8.7	同 左	8.6	同 左	8.7	同 左	—	7	同 左	
取放水温度差	℃	8.7以下	同 左	8.6以下	同 左	8.7以下	同 左	—	7以下	同 左	
塩素等の薬品 注入	—	無							—	有	同 左

注：1.1号機は平成16年、2号機は平成18年に廃止済。
2.「—」は該当しないことを示す。

(6) 用水に関する事項

発電所において、用水は横須賀市上下水道局より上水を受け入れる計画であり、使用量は約5,610m³/日を予定している。

(7) 一般排水に関する事項

施設の稼働に伴って発生する一般排水は、主にボイラ、排煙脱硫装置等の発電設備から発生するプラント排水と事務所等から発生する生活排水がある。プラント排水は新たに設置する排水処理設備で適切な処理を行い、放水口から既設設備と同じ水域に排水し、生活排水は公共下水道へ接続することを検討している。

項目	単位	現 状	将 来
排水量	m ³ /日	4,000以下	約1,200
水素イオン濃度 (pH)	—	5.8～8.6	6.5～8.5
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	15以下	10以下
	kg/日	44.66	約12
浮遊物質 (SS)	mg/L	20以下	10以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	2以下	1以下
窒素含有量	mg/L	50以下	30以下 (20以下)
	kg/日	239.06以下	約24
燐含有量	mg/L	8以下	4以下 (2以下)
	kg/日	32	約2.4

注：1.「濃度」は、日最大濃度である。
2.「負荷量」は、日間の最大排出量×日平均濃度にて算出した。
3. () 内の値は、日平均濃度を示す。

(8) 騒音、振動に関する事項

施設の稼働に伴う騒音・振動の主な発生源は、ボイラ、蒸気タービン、発電機、主変圧器等である。これらの機器は、建屋内や強固な基礎への設置等により敷地境界における騒音・振動の低減に努める計画である。

(9) 工事に関する事項

① 工事の概要

主要な工事としては、既設設備の撤去工事及び新設設備の基礎・建屋工事、機器取付工事等を予定している。

② 工事期間及び工事計画

着工時期：新1号機 平成31年（予定）
 新2号機 平成32年（予定）
 運転開始時期：新1号機 平成35年（予定）
 新2号機 平成36年（予定）

③ 工事工程

年数	-2	-1	1	2	3	4	5
総合工程			▼着工（新1号機）	▼着工（新2号機）		新1号機運転開始	▼新2号機運転開始
既設設備撤去	■			■			
基礎・建屋			■				
機器据付				■			
試運転						新1号機 ■	新2号機 ■

注：「火力発電所リプレースにかかる環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」（環境省、平成25年3月改訂）第4章「1. 火力発電所リプレースにおける撤去工事に関する法に基づく環境影響評価における取扱い」に基づき、既設設備の撤去工事のうち、新設工事の着工以降に工事が重なる期間（5～8号機、1号ガスタービン、2号ガスタービン等の撤去工事）は、本事業の環境影響評価の対象となる。なお、3、4号機は、新1・2号機新設用地にあるため、この新設工事に先行して撤去する。

(10) 交通に関する事項

① 工事中の主要な交通ルート

a. 陸上交通

工事用資材等の搬出入車両及び通勤車両は、主に県道27号、国道134号、県道久里浜港久里浜停車場線（県道211号）、県道久里浜港線（県道212号）等を利用する計画である。

b. 海上交通

蒸気タービン、発電機等の大型機器等は海上輸送し、敷地内の1～4号取水口（新1号取水口）東側の荷揚げ場より搬入する計画である。

② 運転開始後の主要な交通ルート

a. 陸上交通

運転開始後の資材等の搬出入車両及び通勤車両は、主に県道27号、国道134

号、県道久里浜港久里浜停車場線（県道211号）、県道久里浜港線（県道212号）等を利用する計画である。

b. 海上交通

燃料の石炭は海上輸送し（平常時1~2隻/日）、敷地内の港湾施設で荷揚げする計画である。

(11) その他

① 地盤沈下

地盤沈下の原因となる地下水の汲み上げは行わない計画である。

② 悪臭

運転開始後において排煙脱硝装置に使用するアンモニア設備は、定期的に点検を実施し、設備の適正な維持管理を行うことによって漏洩を防止する。

③ 工事中の排水等

工事中の排水は、仮設の排水処理設備や既存の排水処理設備等で適切に処理を行い、海域に排水する計画である。

④ 粉じん（石炭・石炭灰）

燃料である石炭の運搬に際しては、密閉した状態で陸揚げできる石炭船（セルフアンローダ船）を利用する計画である。また、新設する揚運炭設備は密閉式構造、貯炭設備は屋内式構造とすることで、粉じんの飛散防止を図る計画である。

発電所の稼働に伴い発生する石炭灰は、密閉式の貯蔵施設（サイロ）にて保管し、搬出に際しては密閉や加湿などの対策を行い、石炭灰の飛散防止を図る計画である。

⑤ 土壌汚染

工事中及び運転開始後において、土壌汚染の原因となる物質は使用しない。

⑥ 緑化

工事に伴い、管理された緑地の一部は消失するが、新たに草地及び樹林を確保するとともに、「工場立地法」（昭和34年法律第24号）に基づき、必要な緑地等を確保する計画である。

なお、現存する対象事業実施区域西側の丘陵地の緑地は改変しない計画である。

⑦ 景観

「横須賀市景観計画」に配慮しつつ、発電所の建物等の配置、形状及び色彩について、周辺環境との調和を図る計画である。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物は、発生量の抑制及び発生した廃棄物の有効利用に努め、法令に基づき適切に処理する計画である。

なお、既設設備の撤去に伴い発生する特別管理産業廃棄物（アスベスト等）は、法令に基づき適正に処分する計画である。

また、運転開始後に発生する石炭灰は、海上輸送又は陸上輸送により発電所構外に搬出し、原則、セメント原料及び土木工事材料等に有効利用する計画である。

⑨ 残土

掘削工事に伴う発生土は、対象事業実施区域内で埋戻し及び盛土として極力有効利用に努め、有効利用が困難なものは法令等に基づき適切に処理する計画である。

⑩ 二酸化炭素

新たな設備は、石炭を燃料とする超々臨界圧（USC）発電設備（発電端効率：43.0%、二酸化炭素排出原単位：0.760kg-CO₂/kWh）を設置することで、電源の高効率化・低炭素化を図る計画である。

設置する設備は、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（経済産業省・環境省、平成25年）の「BATの参考表【平成26年4月時点】（経済産業省・環境省）」に掲載されている「(B)商用プラントとして着工済み（試運転期間等を含む）の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術」に該当するものである。

また、設置した設備の運用等を通じて、熱効率の適切な維持管理に努める計画である。

なお、発電した電力は、自主的な枠組みに参加する小売電気事業者に販売するよう努めるとともに、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和54年法律第49号）に基づく効率指標を達成していくことで、国のエネルギーミックスと整合を図っていく。

3. 特定対象地域特性の把握

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

(1) 気象の状況

対象事業実施区域及びその周辺は、太平洋側気候（東関東側）に分類され、三方が海に囲まれていることから、比較的平穏良好で温暖な気候である。

対象事業実施区域の最寄りの気象官署は北北西約25kmに位置する横浜地方気象台であり、最寄りの地域気象観測所は西南西約9kmに位置する地域気象観測所「三浦」である。

地域気象観測所「三浦」における至近30年間（1981年～2010年）の統計によれば、年間平均気温は15.8℃、年間平均風速は2.7m/s、年間最多風向は北北東、年間降水量は1,556.8mmとなっている。

(2) 大気質の状況

対象事業実施区域を中心とした半径20kmの範囲（以下「20km圏内」という。）には一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）が15局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）が2局あり、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の大気環境の常時測定が行われている。

a. 二酸化硫黄

20km圏内における二酸化硫黄の状況は、一般局12局で測定が行われており、平成26年度における環境基準の適合状況は、全ての測定局で長期的評価、短期的評価ともに適合している。また、20km圏内にある一般局

における5年間（平成22年度～平成26年度）の年平均値の経年変化は、ほぼ横ばい傾向である。

b. 二酸化窒素

20km圏内における二酸化窒素の状況は、一般局15局及び自排局2局の計17局で測定が行われており、平成26年度における環境基準の適合状況は、全ての測定局で適合している。また、20km圏内にある一般局及び自排局における5年間（平成22年度～平成26年度）の年平均値の経年変化は、いずれもほぼ横ばい傾向である。

c. 浮遊粒子状物質

20km圏内における浮遊粒子状物質の状況は、一般局15局及び自排局2局の計17局で測定が行われており、平成26年度における環境基準の適合状況は、長期的評価では全ての測定局で適合しており、短期的評価では17局中14局で適合している。また、20km圏内にある一般局及び自排局における5年間（平成22年度～平成26年度）の年平均値の経年変化は、いずれもほぼ横ばい傾向である。

d. 微小粒子状物質(PM_{2.5})

20km圏内における微小粒子状物質の状況は、一般局7局及び自排局1局の計8局で測定が行われており、平成26年度における環境基準の適合状況は、8局中7局が適合していない。また、20km圏内にある一般局1局（千葉県富津市）における4年間（平成23年度～平成26年度）の年平均値の経年変化は、やや減少傾向である。

e. 光化学オキシダント

20km圏内における光化学オキシダントの状況は、一般局13局で測定が行われており、平成26年度における環境基準の適合状況は、全ての測定局で適合していない。また、20km圏内にある一般局における5年間（平成22年度～平成26年度）の年平均値の経年変化は、やや増加傾向である。

f. 一酸化炭素

20km圏内における一酸化炭素の状況は、自排局1局で測定が行われており、平成26年度における環境基準の適合状況は、長期的評価、短期的評価ともに適合している。また、5年間（平成22年度～平成26年度）の年平均値の経年変化は、ほぼ横ばい傾向である。

g. 有害大気汚染物質

20km圏内における有害大気汚染物質の状況は、横須賀市内の2地点で測定が行われており、環境基準が定められている4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）の平成26年度における環境基準の適合状況は、4物質とも適合している。また、2地点における5年間（平成22年度～平成26年度）の年平均値の経年変化は、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンがほぼ横ばい傾向、ベンゼン及びジクロロメタンがやや減少傾向である。

h. 重金属等の微量物質

20km圏内における重金属等の微量物質の状況は、横須賀市内の2地

点で測定が行われており、平成26年度におけるニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びその化合物、マンガン及びその化合物の測定結果は、いずれの地点も「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」による指針値を下回っている。また、2地点における5年間（平成22年度～平成26年度）の年平均値の経年変化は、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物がやや減少傾向、ニッケル化合物、水銀及びその化合物がほぼ横ばい傾向である。

i. ダイオキシン類

20km圏内におけるダイオキシン類の状況は、6地点で測定が行われており、平成26年度における環境基準の適合状況は、全ての地点で環境基準に適合している。また、6地点における5年間（平成22年度～平成26年度）の年平均値の経年変化は、ほぼ横ばい傾向である。

j. 降下ばいじん

20km圏内における降下ばいじんの状況は、君津市内の1地点、富津市内の2地点で測定が行われており、平成26年度における降下ばいじん量の年平均値の測定結果は、6.7～8.0t/km²/月となっている。また、3地点における5年間（平成22年度～平成26年度）の年平均値の経年変化は、ほぼ横ばい傾向である。

k. 大気汚染に係る苦情の発生状況

大気汚染に係る苦情の発生件数は、平成26年度において横須賀市で34件となっている。

(3) 騒音の状況

① 道路交通騒音の状況

対象事業実施区域周辺における道路交通騒音の状況は、4地点で測定が行われており、平成26年度における環境基準の適合状況は、全ての地点で昼間、夜間ともに適合しており、全ての地点で自動車騒音の要請限度を下回っている。また、対象事業実施区域周辺において5路線で面的評価が行われており、平成26年度における環境基準達成率は、県道横須賀葉山線以外では99.4～99.9%、県道横須賀葉山線では78.9%となっている。

② 騒音に係る苦情の発生状況

騒音に係る苦情の発生件数は、平成26年度において横須賀市で22件となっている。

(4) 振動の状況

① 道路交通振動の状況

対象事業実施区域の周辺における道路交通振動の状況は、平成26年度において4地点で測定が行われており、全ての地点で道路交通振動の要請限度を下回っている。

② 振動に係る苦情の発生状況

振動に係る苦情の発生件数は、平成26年度において横須賀市で1件となっている。

(5) 悪臭の状況

① 悪臭に係る苦情の発生状況

悪臭に係る苦情の発生件数は、平成26年度において横須賀市で10件となっている。

3.1.2 水環境の状況

(1) 水象の状況

① 潮位

対象事業実施区域の周辺海域における潮位観測点として北西約10kmに位置する横須賀験潮所があり、観測結果によると、基本水準面に対して朔望平均満潮位は+1.902m、朔望平均干潮位は+0.145m、平均水面は+1.100mとなっている。

② 流況

対象事業実施区域の周辺海域における流況は、夏季、冬季とも陸岸地形に沿った流れとなり、下げ潮時には湾外へと向かう南方向の流れを示し、上げ潮時には湾内へと向かう北方向の流れである。平均流の流速は、夏季の上層で1~12cm/s、下層で1~8cm/s、冬季の上層で2~10cm/s、下層で1~5cm/sとなっている。

③ 流入河川

対象事業実施区域の周辺海域への主要な流入河川は、二級河川の平作川及び準用河川の野比川、長沢川、津久井川等がある。

(2) 水質の状況

① 海域

対象事業実施区域の周辺海域における公共用水域の水質の状況は、神奈川県及び横須賀市により6測定点で定期的に測定が行われている。

(a) 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

対象事業実施区域の周辺海域における生活環境項目に係る公共用水域の水質測定結果による、平成26年度における環境基準の適合状況は、化学的酸素要求量（COD）が6測定点中3測定点で適合しており、富栄養化の指標となる全窒素及び全リンが6測定点中2測定点で適合している。

6測定点における5年間（平成22年度～平成26年度）の類型区分毎の経年変化は、化学的酸素要求量、全窒素及び全リンともほぼ横ばい傾向となっている。

(b) 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

対象事業実施区域の周辺海域における健康項目に係る公共用水域の水質測定は6測定点で行われており、平成26年度における環境基準の適合状況は、いずれの測定点も測定されている項目で適合している。

(c) ダイオキシン類

対象事業実施区域の周辺海域における公共用水域のダイオキシン類の水質測定は3測定点で行われており、平成25年度における環境基準の適合状況は、全ての測定点で適合している。

(d) 水温

対象事業実施区域の周辺海域における水温の状況は3測定点で行われており、10年間（平成17年度～平成26年度）の月別水温の平均値は、最高値の出現時期が9月、最低値の出現時期が2、3月であり、それぞれ25℃台、11～14℃台が見られる。

② 河川

対象事業実施区域の周辺海域への流入河川における水質の状況は、神奈川県及び横須賀市により5河川の各1測定点で定期的な測定が行われている。

(a) 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

生活環境項目の測定は5測定点で行われており、平成26年度における環境基準の適合状況は、河川の代表的な汚濁指標である生物化学的酸素要求量（BOD）が水域類型の指定されている平作川1測定点で環境基準に適合していない。

水域類型が指定されていない4測定点の年間平均値は、横須賀市の環境指標に適合している。

(b) 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

健康項目の測定は平作川の1測定点で行われており、平成26年度における環境基準の適合状況は、測定されている項目で適合している。

(c) ダイオキシン類

ダイオキシン類の測定は平作川の1測定点で測定が行われており、平成26年度における環境基準の適合状況は、適合している。

③ 地下水

対象事業実施区域及びその周辺における地下水の水質測定は、平成26年度に横須賀市内では定点調査として2地点、メッシュ調査として7地点、継続監視調査として7地点で行われている。

定点調査及びメッシュ調査ともに測定された健康項目は、全ての地点で環境基準に適合しており、継続監視調査で測定された項目は、7地点中5地点で環境基準を超過している。

地下水のダイオキシン類は、平成26年度に横須賀市内の4地点で測定が行われており、全ての地点で環境基準に適合している。

④ 水質汚濁に係る苦情の発生状況

水質汚濁に係る苦情の発生件数は、平成26年度において横須賀市で1件となっている。

(3) 水底の底質の状況

対象事業実施区域の周辺海域における底質の状況は、横須賀港港湾計画環境アセスメント調査により平成15年度に4地点で有害物質の含有量及び溶出量の測定が行われており、溶出量の測定結果は全ての地点で水底土砂に係る判定基準に適合している。

底質のダイオキシン類は、横須賀市により平成25年度に周辺海域の3測定点及び平成26年度に平作川の1測定点で測定が行われており、全ての測定点で環境基準に適合している。

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

① 土壌汚染の状況

対象事業実施区域の周辺における土壌のダイオキシン類測定は、平成26年度に横須賀市内の4地点で行われており、測定結果は環境基準に適合している。

② 対象事業実施区域の土地利用履歴

横須賀火力発電所は昭和35年に1号機が運転を開始以降、昭和45年までに2～8号機が順次運転を開始し現在に至っており（1号機は平成16年、2号機は平成18年に廃止済）、土壌汚染のおそれを有する有害物質使用特定施設の設置の履歴はない。

発電所用地は、東京電力株式会社が昭和32年～昭和35年に久里浜港の浚渫土や山土を用いて造成した土地である。

なお、現在油タンクが設置されている発電所構内東側の土地は、運転開始当時の1、2号機（石炭焚き）から発生した石炭灰を用いて造成された土地である。

③ 土壌汚染に係る苦情の発生状況

土壌汚染に係る苦情の発生件数は、平成26年度において横須賀市ではない。

(2) 地盤の状況

① 地盤沈下の状況

「平成26年度神奈川県地盤沈下調査結果」（平成27年10月大気水質課）によれば、横須賀市内の地盤沈下の測定結果は確認されていない。

② 地盤沈下に係る苦情の発生状況

地盤沈下に係る苦情の発生件数は、平成26年度において横須賀市ではない。

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

① 陸上の地形

対象事業実施区域の平坦部は、海面埋立と切土による造成地である。造成地の西側の丘陵地は対象事業実施区域から周辺地域に続いており、三浦丘陵を形成している。丘陵地の周りには平地が広がり、市街地が発達している。周辺西側の野比海岸は段丘地形となっており、海食崖の発達した三浦半島南部の岩礁海岸までつながっている。

② 海底の地形

対象事業実施区域の周辺海域における海底地形の状況は、沿岸部では海底に凸地形が散見される平坦な陸棚となっており、久里浜湾沖深度10m付近（距岸1km付近）、金田湾沖深度10～20m付近（距岸2.3km付近）まで緩やかに傾斜してから東京海底谷に落ち込む地形となっている。

(2) 地質の状況

① 陸上の地質

対象事業実施区域の表層地質は、西北西－東南東に走る三浦丘陵地の海城端に主に海面埋め立てにより造成された平坦地で、地質は埋立て土（未固結堆積物）と泥岩・砂岩（固結堆積物）である。西北西に延びる三浦丘陵は、対象事業実施区域を挟むように走る衣笠断層、北武断層により地質が分断されており、北武断層の南側は葉山層群の泥岩・凝灰岩（固結堆積物）、北側は逗子層の泥岩・砂岩（固結堆積物）となっている。丘陵地周囲に広がる平地は砂・礫、泥・砂（未固結堆積物）となっている。

また、対象事業実施区域の土壌は人工改変低地土となっている。西側の丘陵地は細粒灰色低地土・灰色系、丘陵地周囲の平地は細粒褐色森林土、その周囲の市街地の平地は広く人工改変低地土となっている。丘陵地南側の野比地域の海岸沿いには、中粗粒褐色低地土・斑紋無しの土壌が広がっている。

なお、対象事業実施区域の改変区域について、ボーリング調査等を実施した結果、活断層は確認されていない。

② 海底の地質

対象事業実施区域の周辺海域における海底地質の状況は、主に泥及び砂となっているが、沿岸には磯や根が見られる。

(3) 重要な地形及び地質

対象事業実施区域及びその周辺地域における重要な地形、地質の状況は、小原台、海食崖、衣笠・北武・武山断層等がある。

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物の生息の状況

① 陸域の動物の状況

対象事業実施区域及びその周辺における陸域に生息する動物の状況は、横須賀市立博物館研究報告、神奈川県立博物館研究報告等の既存資料により横須賀市及び三浦市における陸域の動物相を整理している。

対象事業実施区域及びその周辺において、哺乳類はヒミズ、ニホンザル、タヌキ等21種、鳥類はカイツブリ、アビ、フルマカメモ等232種、爬虫類はクサガメ、ニホンヤモリ等13種、両生類はトウキョウサンショウウオ、アカハライモリ等11種、昆虫類はヤツメフォルソムトビムシ、アサヒカマアシムシ等2,903種の合計3,180種が確認されている。

② 重要な種及び注目すべき生息地の状況（陸域）

対象事業実施区域及びその周辺における重要な種は、哺乳類はキクガシラコウモリ、モモジロコウモリ等5種、鳥類はウズラ、ヤマドリ、コクガン等114種、爬虫類はニホンイシガメ、ヒガシニホントカゲ等7種、両生類はアズマヒキガエル、ニホンアカガエル等7種、昆虫類はクロイトトンボ、セスジイトトンボ、オオイトトンボ等203種の合計336種が確認されている。

対象事業実施区域及びその周辺において、陸域の動物の注目すべき生息地として、城ヶ島のウミウ、ヒメウ及びクロサギの生息地の1件が確認されている。

③ 海域の動物の状況

対象事業実施区域の周辺海域における海域に生息する動物の概要は、「横須賀港港湾計画資料（その2）一改訂一」（横須賀港港湾管理者、平成17年）（以下「横須賀港湾資料」という。）及び「海辺生物環境調査結果報告書—最終報告書—」（横須賀市環境部、平成11年）（以下「海辺生物報告書」という。）により整理している。

a. 魚等の遊泳動物

「海辺生物報告書」によれば、ウミタナゴ、カサゴ、メバル、コウイカ等が確認されている。

b. 付着・砂浜生物

「横須賀港湾資料」によれば、ムラサキイガイ、マガキ、カメノテ、イワフジツボが確認されている。

また、「海辺生物報告書」によれば、イワフジツボ、ムラサキイガイ、マガキ等が確認されている。

c. 底生生物

「横須賀港湾資料」によれば、線形動物、チロリ、カザリゴカイ科等が確認されている。

また、「海辺生物報告書」によれば、マガキ、ヤッコカンザシ、ヒトデ、シロボヤ等が確認されている。

d. 動物プランクトン

「横須賀港湾資料」によれば、カイアシ亜綱ノープリウス期幼生、*Oithona* コペボディド、*Oikopleura dioica*等が確認されている。

e. 卵・稚仔

「横須賀港湾資料」によれば、卵ではカタクチイワシ、スズキ属、ネズボ科等、稚仔ではカタクチイワシ、スズキ属、カサゴ等が確認されている。

④ 重要な種及び注目すべき生息地の状況（海域）

対象事業実施区域の周辺海域における重要な種は、「海辺生物報告書」によれば、刺胞動物のムラサキハナギンチャク、軟体動物のバテイラ、アカニシ、イイダコ等10種、棘皮動物のアカウニ、ムラサキウニの合計13種が確認されている。

(2) 植物の生育の状況

① 陸域の植物相及び植生の概要

対象事業実施区域及びその周辺における陸域に生育する植物の状況は、横須賀市立博物館研究報告、神奈川県立博物館研究報告等の既存資料により横須賀市及び三浦市における陸域の植物相及び植生を整理している。

a. 植物相の概要

対象事業実施区域及びその周辺では、シダ植物はマツバラシ、ヒカゲノカズラ、イヌカタヒバ等143種、種子植物は裸子植物がイチョウ、モミ、スギ等17種、被子植物のうち双子葉植物離弁花類がヤマモモ、オニグルミ、アメリカヤマナラシ等612種、双子葉植物合弁花類がシャクジョウソウ、アセビ、マンリョウ等376種、単子葉植物がヘラオモダカ、ヤマトウミヒルモ、エビモ等390種の合計1,538種が確認されている。

b. 植生の概要

三浦半島南部の植生図によると、対象事業実施区域がある横須賀市南東部地域の大部分には市街地が広がり、残存する三浦丘陵地にはオニシバリ・コナラ群集、シイ・カシ二次林、アカメガシワ・カラスザンショウ群落及びマテバシイ植林等が見られている。隣り合う三浦市一帯は台地が発達しており、畑雑草群落と市街地が目立つが、まとまったオニシバリ・コナラ群集も見られ、海岸部には海食崖や波食台の自然裸地が広がり、後背地にはシイ・カシ二次林、アカメガシワ・カラスザンショウ群落が成立している。

対象事業実施区域及びその周辺における現存植生では、主に海岸埋立による造成地を起源に持つ工場地帯であり、西側及びそれに続く丘陵地は、アカメガシワ・カラスザンショウ群落やシイ・カシ二次林海岸に特有のマサキ・トベラ群集等が成立している。

② 重要な種及び重要な群落の状況（陸域）

対象事業実施区域及びその周辺においては、重要な種としてシダ植物はシチトウハナワラビ、キジノオンダ、ミウラハイホラゴケ等17種、種子植物は裸子植物がイブキ、ハイネズ、オキナワハイネズの3種、被子植物のうち双子葉植物離弁花類がウバメガシ、ハマアカザ、ハマツナ等23種、双子葉植物合弁花類がシャシャンボ、ムラサキセンブリ、ガガブタ等36種、単子葉植物がミズオオバコ、リュウノヒゲモ、イトクズモ等49種の合計128種が確認されている。

対象事業実施区域の周辺では、重要な群落として叶神社の社叢林、天神島の自然植生、大松寺林等7件が確認されている。

③ 海域の植物の概要

対象事業実施区域の周辺海域に生育する植物の概要は、「横須賀港湾資料」及び「海辺生物報告書」により整理している。

a. 付着・砂浜生物

「横須賀港湾資料」によれば、アオサ属、ツノマタ、マクサ等が確認されている。

また、「海辺生物報告書」によれば、アオサ属、アラメ、無節石灰藻の一種、マクサ、アマモ等が確認されている。

b. 植物プランクトン

「横須賀港湾資料」によれば、*Skeletonema costatum* complex、*Nitzschia pungens*、*Nitzschia* sp.、クリプト藻綱等が確認されている。

④ 干潟、藻場

対象事業実施区域の周辺海域では、干潟は三浦市南側から横須賀市西側にかけての相模湾沿岸に確認されており、藻場は横須賀市及び三浦市の沿岸に主にアラメ場が確認されている。

⑤ 重要な種及び重要な群落の状況（海域）

対象事業実施区域の周辺海域における重要な種は、「海辺生物報告書」によれば、紅藻植物のトサカノリ、種子植物のタチアマモ、コアマモ、ウミヒルモの4種が確認されている。

(3) 生態系の状況

対象事業実施区域及びその周辺を、「樹林地」、「市街地」、「工場地帯」、

「海域」の4種の環境類型に区分した。

対象事業実施区域を含む「工場地帯」は、海面埋立地、平坦部に配置されており、工業用地として利用されている。対象事業実施区域内から連続して周辺地域に広がる丘陵地には、「樹林地」が成立しており、丘陵地に占める樹林地の面積率は高い。「工場地帯」に隣接した平坦部の多くが「市街地」となり、大きな面積を占めている。また、対象事業実施区域の3方は「海域」を占めている。

「樹林地」ではイタチやアライグマ、オオタカ、ハヤブサ等を頂点とする生態系が成立し、「市街地」及び「工場地帯」ではわずかな草地や街路樹を生産者とし、幅広い環境に生息するアライグマをはじめ、市街地や工場地帯にも生息可能なドバトやスズメを捕食するハヤブサやチョゲンボウを頂点とする生態系が成立し、「海域」では植物プランクトンを生産者とし、ウミウやカンムリカイツブリを頂点とする生態系が成立していると考えられる。

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観の状況

対象事業実施区域及びその周辺における景観資源は、自然景観資源として三浦富士、武山、小原台等がある。

対象事業実施区域を眺望できる主要な眺望点は、観音崎、久里浜港、くりはま花の国等がある。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周辺における人と自然との触れ合いの活動の場としては、ペリー公園、くりはま花の国等がある。

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

(1) 放射線の量

対象事業実施区域周辺における一般環境中の放射性物質の状況は、横須賀市内において平成27年度に6地点で空間放射線量が測定されており、年間平均値は0.031~0.036 μ Sv/hであり、3年間（平成25年度~平成27年度）における年間平均値の経年変化はいずれの地点でもやや減少傾向である。

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

平成28年における対象事業実施区域の位置する横須賀市の人口は405,640人であり、過去5年間（平成24年~平成28年）の横須賀市の人口の推移はやや減少傾向にある。

(2) 産業の状況

① 産業構造及び産業配置

平成26年における横須賀市の産業構造は、従業者数148,544人のうち、第一次産業が320人（0.21%）、第二次産業が22,691人（15.3%）、第三次産

業が125,533人(84.5%)となっており、第三次産業の就業者数の割合が高くなっている。

② 生産量及び生産額等

a. 農業

平成26年における横須賀市の主要な農業産出量は、稲作が33tであり、平成26年における神奈川県的主要な農業産出額は、野菜が433億円と最も多く、次いで果実が80億円となっている。

b. 林業

平成22年における横須賀市の林野面積は3,037haであり、ほとんどが民有林となっている。

c. 水産業

平成25年における横須賀市の経営体数は373経営体である。

平成26年における横須賀市の漁獲量は8,158tであり、主要な漁業種別漁獲量は定置網が3,575t、まき網が2,435tであり、主要な魚種別漁獲量はいわし類が3,741tと最も多く、次いでさば類が1,201tとなっている。

d. 商業

平成26年における横須賀市の商業に係る事業所数は2,356事業所、従業者数は18,908人であり、年間商品販売額は約4,303億円である。

e. 鉱工業

平成26年における横須賀市の鉱工業に係る事業所数は214事業所、従業者数は11,973人であり、製造品出荷額等は約4,703億円である。

3.2.2 土地利用の状況

平成27年における横須賀市の地目別土地面積は、宅地が30,315千 m^2 と最も多く、次いで山林、畑の順になっている。

対象事業実施区域は、大部分が市街化区域であるが、対象事業実施区域西側の丘陵地部分は市街化調整区域の森林地域で地域森林計画民有林となっている。

「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第8条に基づき、対象事業実施区域の東側の大部分は工業専用地域に指定されており、西側は市街化調整区域となっている。また、隣接地域には第一種住居地域と工業地域が指定されている。

3.2.3 河川、湖沼、海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川、湖沼の利用状況

対象事業実施区域が位置する横須賀市の主要な河川としては、二級河川の平作川があるが、農業用水等の利水はない。また、横須賀市、三浦市内の河川には漁業権は設定されていない。なお、対象事業実施区域周辺には湖沼はない。

(2) 海域の利用状況

対象事業実施区域の周辺海域は、「港湾法」(昭和25年法律第218号)に基づく重要港湾である横須賀港の港湾区域及び「漁港漁場整備法」(昭和25年法律第137号)に基づく北下浦港等の漁港区域が定められている。

また、対象事業実施区域の周辺海域では、海面漁業が営まれており、定置漁業、区画漁業及び共同漁業が行われている。

(3) 地下水の利用状況

平成26年度における横須賀市の地下水の利用は、湧水の294千 m^3 となっている。なお、横須賀市では工業用水道の事業は行われていない。

3.2.4 交通の状況

(1) 陸上交通

① 道路

対象事業実施区域及びその周辺における主要な道路は、一般国道16号（横浜横須賀道路）、県道久里浜港線等がある。

平成22年度における主要な道路の平日の交通量は、県道久里浜港線の横須賀市野比5丁目で、昼間12時間交通量が5,789台、24時間交通量が8,336台となっている。

② 鉄道

対象事業実施区域周辺における鉄道は、東日本旅客鉄道（JR東日本）横須賀線と京浜急行電鉄株式会社久里浜線がある。平成26年度の対象事業実施区域の最寄りの駅であるJR久里浜駅の1日平均乗客数は6,798人、京急久里浜駅の平均乗客数は21,350人となっている。

(2) 海上交通

平成26年における横須賀港の入港船舶数は、外航商船が171隻、内航商船が3,031隻、内航自航が4,709隻となっている。

対象事業実施区域の周辺海域における定期航路は、東京湾フェリー株式会社の久里浜港と千葉県金谷港を結ぶ金谷/久里浜間一般旅客定期航路がある。

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域に最も近い学校、病院等は、対象事業実施区域の西側の境界に隣接して医療法人社団聖ルカ会パシフィックホスピタル、対象事業実施区域の境界から北約700mに私立信証幼稚園がある。

また、対象事業実施区域に最も近い住居系の用途地域は、対象事業実施区域の北側敷地境界と道路を隔てて隣接する第一種住居地域（新設タービン建屋からの距離は約250m）である。

3.2.6 下水道の整備状況

平成26年度末における横須賀市の下水道の普及率（人口普及率）は、97.7%となっている。

3.2.7 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物の状況

平成26年度における横須賀市の一般廃棄物の排出量は141,544t、資源化量は47,410t、埋立量は5,450tとなっている。

(2) 産業廃棄物の状況

平成25年度における神奈川県内の産業廃棄物の排出量は1,819万tであり、そのうち再生利用量は805万t、また最終処分量は142万tとなっている。

対象事業実施区域から半径約50kmの範囲における産業廃棄物処理施設数は、中間処理施設が699施設、最終処分場が12施設である。

4. 環境影響評価項目

事業者が選定した環境影響評価項目は以下のとおり。

なお、放射性物質に係る環境影響評価項目については、特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する状況を踏まえ、当該特定対象事業の実施により放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがないことから、事業者は選定していない。

【環境影響評価の項目】

影 響 要 因 の 区 分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用						
			工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	建 設 機 械 の 稼 働	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	施設の稼働			資 材 等 の 搬 出 入	廃 棄 物 の 発 生	
							排 ガ ス	排 水	温 排 水			機 械 等 の 稼 働
環 境 要 素 の 区 分												
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大 気 環 境	大 気 質	硫黄酸化物				●					
			窒素酸化物	●	●			●			●	
			浮遊粒子状物質					●				
			石炭粉じん									
			粉じん等	○	○							○
		重金属等の微量物質					○					
		騒 音	騒 音	○	○					○	●	
	振 動	振 動	○	○					○	●		
	その他	低周波音							○			
	水環境	水 質	水の汚れ					●				
			富栄養化					●				
			水の濁り			○						
			水 温						●			
		底 質	有害物質									
その他	流向及び流速							●				
その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動 物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）										
		海域に生息する動物						●				
	植 物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）										
		海域に生育する植物							●			
	生態系	地域を特徴づける生態系										
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景 観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○						
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○								○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物			○						○	
		残 土			○							
	温室効果ガス等	二酸化炭素					○					

- 注：1. 網掛けは、「発電所アセス省令」に記載のある参考項目であることを示す。
 2. 「○」は、環境影響評価の項目として選定する項目を示す。
 3. 「●」は、環境影響評価の項目として選定し、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」（平成25年3月改訂、環境省）適用可能とした項目を示す。

5. 事業者が選定した環境影響評価項目の妥当性について

事業者が選定した環境影響評価項目の妥当性について審査した結果は、以下のとおりである。

環境影響評価項目は、「発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」（以下「発電所アセス省令」という。）第21条第1項第2号に定める火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の環境影響評価の参考項目（以下「参考項目」という。）及び第26条の2第2項に定める放射性物質に係る規定を勘案して選定されており、特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえると概ね妥当なものと考えられる。

① 参考項目以外で選定している項目

環境要素		影響要因	審査結果
大気環境	大気質	施設の稼働（排ガス）	施設の稼働（排ガス）に伴う重金属等の微量物質について、燃料の石炭中に重金属等の微量物質が含まれており、施設の稼働に伴い発生するおそれがあることから、施設の稼働（排ガス）に伴う重金属等の微量物質を環境影響評価項目に選定することは妥当であると考えられる。
	その他	施設の稼働（機械等の稼働）	対象事業実施区域の近傍に民家等が存在することから、施設の稼働に伴う低周波音を環境影響評価項目として選定することは妥当であると考えられる。

② 追加選定を検討する必要がある項目

なし

6. 事業者が選定した調査、予測及び評価手法の妥当性について

事業者が選定した調査、予測及び評価手法の妥当性について特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえて審査を行った結果は、以下のとおりである。

調査及び予測の手法は、発電所アセス省令第23条第1項第2号に定める参考項目に係る参考となる調査及び予測の手法並びに第23条第2項に定める手法の簡略化を基に選定されており、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」に沿ったものであり、評価の手法は発電所アセス省令第26条に定める評価の手法の選定の留意事項を踏まえたものとなっていることから、

概ね妥当なものと考えられる。